

# 障害児福祉手当認定基準表

◎下記の A 表のうち 1 項目に該当する方

A表	
1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下
2	補聴器を利用して音声識別不可で両耳聴力がそれぞれ100dB以上
3	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの (※両上肢それぞれの肩、肘及び手の三大関節のうち二関節以上が全く用を廃する程度の障害)
4	両上肢の全指が欠損している
5	両下肢の機能に著しい障がいをもつもの (※両下肢それぞれの股、膝及び足の三大関節のうち二関節以上が全く用を廃する程度の障害)
6	両大腿が2分の1以上欠損している
7	体幹機能障害により座位保持が不可能
8	日常生活の自立ができない程度の障害又は症状 (1)両眼の視力がそれぞれ0.03以下 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもので、両眼による視野が1/2以上欠損したもの 両上肢(食事、洗面、便所の処置、衣服の着脱の自立不可) 両下肢(階段の昇降、室内歩行の自立不可) 体幹(座位不可、起立保持、立上りの自立不可) (2)内部障害(自己周辺の日常生活が極度に制限される) 心臓、腎臓、肝臓、血液、呼吸器 (3)その他の疾患(日常生活常時介護)
9	精神障害 精神の障害(日常生活常時介護) 知的障害(最重度、知能指数20以下)
10	身体障害、病状、精神障害の重度(日常生活常時介護) ◎下記(ア～カ)のうち2項目以上の該当 ア 視力障害(①もしくは②の該当) ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ②一眼視力0.04以下で他眼視力が手動弁以下のもの イ 両耳聴力100dB以上 ウ 両上肢機能障害により、動作①～④の2分の1以上が介護必要 ①食事 ②洗面 ③便所の処理 ④衣服の着脱 エ 両上肢機能障害により、動作①～②の2分の1以上が介護必要 ①階段の昇降 ②室内の歩行 オ 体幹の機能障害により、動作①～③の2分の1以上が介護必要 ①座位の保持 ②起立の保持 ③立上り カ 知的障害(重度、知能指数35以下)

(令和4年4月 視力障害基準改定)

柏原市 障害福祉課